

翻訳あふれる
第12回総会 松田で熱く交流！

生保裁判連

ニ
ス

第三二号 一九〇六年二月發行
○發行 全國生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所

○七八一

總會報告

安倍新内閣は、再チャレンジ戦略を

掲げたが、政策は大企業優遇策ばかりだ。生活保護では基準額の引き下げ、母子加算制度を厳しくする、持ち家を担保にした貸付制度を保護制度に変えようとするなど、引き続き生活保護の削減を狙っている。ワーキングプアを生み出した非正規雇用を解決する政策はまつたくない。再チャレンジとは負け組が何回チャレンジしても浮かび上がれないものだ。こういう情勢では国民の闘いが非常に重要であり、生存権の擁護拡大のためには国民運動を強めると共に、裁判や審査請求の活用を果敢に打ち出すことも重要である。

新人弁護士がどんなことを思い、感じながら事件に取り組んだかを述べる。加藤裁判は、生活保護を受けながらほとんど歩行できない加藤鐵男さん、介護する妻のキエさんも関節の痛みや高血圧などで、将来に不安を感じ、いざという場合の付添費用に充てるため、爪に灯をともすような生活をして保護費の中から付添費用を蓄えた処、福祉事務所の知るところとなり、保護処分変更の不利益と指導指示が行われたが、処分の取り消しと指導指示の無効確認を求めて九〇年に秋田地裁に提訴したもの。裁判の論点は

裁判所には重慶障害の加藤さんの姿を角館への主張尋問をしてもう中で見てもらつた。その尋問の日の昼休み、妻のキ工さんと一緒にうどんを食べた。キ工さんが本当においしそうに食べる姿を見て、「おうどんが好きなの？」と聞いた。キ工さんは、本当に久しぶりに暖かい物を食べられてうれしい、と喜んでいた。夫の介護で病院で寝泊りする生活であり、キ工さんの普段の食べ物は、夫の食べ残しやおにぎりなど冷たいものばかりだったのである。この姿を、けなげに助け合い励ましあい、「一人で一所懸命生きている姿を裁判所に伝えたい」と、

本年五月二十四日、北九州市門司区にて、二度にわたる本人の保護申請や周囲の方の通報にかかりわらず保護を受けられなかつた男性が、自宅で孤独死。（P六二参照）最初に福祉事務所を訪れた際は、「次男がいるから援助してもらえ」。次男による週二回のパン・水等の差入れもそのうち出来なくなり、事情を見かねた民生委員が福祉事務所へ通報、二度目の訪問となるが、今度は「長男がいるだろう」と申請書を貰えず。諦めて帰宅し、ついで餓死状態で発見された。

その夫婦が必死に貯めた介護費用を取りあげるなんて・・・。そのひどさを裁判官にわかつてもらいたいと強く思った。

外の運動との連携もあり全面勝訴となつた。ワイドショーで取り上げられるなど、世論の味方があり、控訴してこれ以上悪者になりたくない厚生省の判断で裁判は確定した。

北九州市の現状：相談者のうち、受付に至る割合は一八・七%。現在は郵送にて提出しているが、八割が受付されている。

(北九州は) 前総会開催以来、頑張ってきたのに残念、今後さらに取り組みたい。

一〇月二三～二五日に全国の社保協・弁護士等が集まり「全国調査団」を結成、これにより現

秋田は昔「山美しく人貧し」と述べられたが、今日も変わりはない。県民所得は常に最下位付近、病苦や経済苦を理由とした自殺は全国一、少子高齢化も全国一だが、貧しさゆえに全国に誇るべきものの一つとして、貧しい人々のために闘つてきた生活と健康を守る会がある。国保税の税率を条例による」と定めさせた裁判、加藤裁判がある。勝つためには県内・全国に広く問題を訴え、理解して貰うことが大切であり、

学者の協力も必要だし、弁護団も全国の弁護士が力を合わせ必要がある。今日の交流会が、生存権裁判などに新しい出発のエネルギーを与えてくれ、大きな成果を上げることを期待する。

加藤さんの全面勝訴・・・
国側は、基準看護では付添はいらないから、預貯金の必要性はない、したがつて収入認定処分は違法ではない、などと主張した。しかし、裁判所は、付添費用は実際に必要であり、また現実の生活からはその他にも預貯金は容認されるべきであるとした。また、指導指示は行政処分であり、「墓石代にあてよ」などという指示は何ら必要がなかつたのであるから、重大かつ明白な違法があり、無効であるとした。

会津短大助教授 下村幸仁さん の応募高裁判決報告

An illustration of a man with a mustache and a small child on his shoulders. The man is holding a long balloon and appears to be blowing it up. The child is looking up at him with a surprised expression.

新人弁護士として

朝日訴訟で有名な新井弁護士から「第二の朝日訴訟」と言われる裁判が秋田であるのでやつて

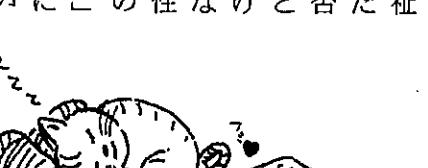
が開始されたものの、アルバイトをしていったことを理由に強制的に辞退届を書かされ、保護が廃止された。この辞退届を無効とする審査請求、再審査請求が却下されたため提訴したが、第一審は敗訴、今回の広島高裁判決にて逆転勝訴に。判決内容は、非常に丁寧な言及がなされてい。る。入口・出口規制の現状に触れた上で、「辞退は義務ではない」等、明確に主張。(一部の) C Wは「権利ばかり主張して……」というが、生保を受けける権利は「当然」のものである、ということを明示したことに今回の判決の意義がある。

秋田市抗議自殺事件

秋田生健会事務局次長

松本匡さん

秋田市で奇しくも集団申請を行った七月二四日、市役所の駐車場で三七才の男性（Aさん）が車内で練炭自殺。「俺が犠牲になつて福祉を良くしたい」と訴えていたという。Aさんは運送会社等に五年前まで勤務していたが体調悪化により退職、一年前から仕送り等も途絶えていた。四月二四日に生健会にも相談に訪れており、過去二度にわたり福祉事務所を訪れたが、申請を拒否される。自殺という事態を防げず非常に残念な結果だが、男性の「福祉は何のためにあるのか」との訴えを無にするとのないよう、頑張らねばならない。





各分科会報告

事務所を訪れたが、申請を拒否される。自殺という事態を防げず非常に残念な結果だが、男性の「福祉は何のためにあるのか」との訴えを無にすることとのないよう、頑張らねばならない。

秋田市で奇しくも集団申請を行つた七月二四日、市役所の駐車場で三七才の男性（Aさん）が車内で練炭自殺。「俺が犠牲になつて福祉を良くしたい」と訴えていたという。Aさんは運送会社等に五年前まで勤務していたが体調悪化により退職、一年前から仕送り等も途絶えていた。四月二四日に生健会にも相談に訪れており、過去二

により、経済的排除・政治的排除・社会的排除が拡大・深化していること。抵抗線・防波堤としての貧困ラインが危機的状況にあることが報告されました。そして、最低生活費を基軸とした、最低賃金、生活保護基準、最低保障年金等々を求めるナショナル・ミニマム運動の提起がされました。

つぎに、「秋田生存権裁判のとりくみ」のテーマで、秋田生活と健康を守

いるとされました。①貧困ラインを示すことができたこと。
②生活保護基準引き下げの動きの中で、
最低生計費とは何かを示すことができたこと。
③最低賃金の水準の基準の在り方を示したこと。
④自らの生計費との比較を通じて何が問題なのかを知り
考えることができたこと。

て、祝福どころか、墮ろすか、そうでなければ秋田から出て郷里に帰れと迫るという例がある。また、ホームレスの方の申請は現在地保護で受理はするが、「稼働能力の不活用」で却下する。明らかに労働が出来る条件のない人に対しても、稼働能力があるとして就労を文書指導し、指導指示違反で保護を廃止する、という事例が頻発している。

して適正な説明義務があり、それを怠っていた。そのことは受給権の侵害である」と明確に判断を下し、三〇万円の慰謝料の支払いを命じた。

その後東広島市は「判決内容は法に則つてるので、上告する理由がない」とし判決が確定した。

辞退届による廃止は全国的にも相当多いと考えられ、福祉事務所の説明や調査の責任と義務を明確にした点でも画期的な判決で、上告断念はその意義を確認したものである。

三番目は、弁護士の吉田雄大さんから「母子加算の削減について」というテーマで報告がされました。「貧困の再生産」の予防という観点から母子加算の必要性を説明されました。また原 告の母子家庭のお母さんからは、子どもには食事代や部活等での出費がかさむため母子加算の廃止は死活問題であるとの訴えがありました。

最後の報告は、京都総評の辻昌秀さんからの「労働者の最低賃金と最低生活費試算の結果」です。生活保護基準よりも低い最低賃金の現状について、賃金階級分布表(国税庁)をもとに説明がありました。そして、最低生活費の試算を実施した経験から、わが国には貧困ラインが存在しないという結論を見いだされています。その上で、試算結果はつぎのような成果を生み出して

る会事務局長の後藤和夫さんから、老齢加算削減・廃止に対する処分取り消しを求める裁判の経過とそれによる原告の生活悪化の実態について報告がありました。①食事の悪化、②風呂の節約、③つきあいの疎遠、④結果としての社会からの孤立化という人間生活の基本的なところで影響が生じており、人間らしい生活を送るために生存権を実生活に取りもどす運動の決意がされました。

「生活保護の運用・ 生活保護莊その現状と成果

「生活保護の運用・ 生活保護莊その現状と成果

三番目は、弁護士の吉田雄大さんから「母子加算の削減について」というテーマで報告がされました。「貧困の再生産」の予防という観点から母子加算の必要性を説明されました。また原 告の母子家庭のお母さんからは、子どもには食事代や部活等での出費がかさむため母子加算の廃止は死活問題であるとの訴えがありました。

「生活保護の運用・生活保護在その現状と成果

変化してきている中で合意が形骸化してきている。そのため、ほとんどなかつた指導指示文書の発行が一時は県全体での指導指示文書の発行が三〇〇件にも上つたが、母子世帯の軽自動車処分指導事件などの審査請求をはじめ多くの取り組みにより、指導指示文書の発行が減少している。

広島県東広島市での「保護辞退届」の無効をめぐる裁判（二〇〇〇年二月）

変化してきている中で合意が形骸化してきている。そのため、ほとんどなかつた指導指示文書の発行が一時は県全体での指導指示文書の発行が三〇〇件にも上つたが、母子世帯の軽自動車処分指導事件などの審査請求をはじめ多くの取り組みにより、指導指示文書の発行が減少している。

広島県東広島市での「保護辞退届の無効を求める裁判」で竹下弁護士

かつた時には、申請書を弁護士事務所の封筒に入れて持つて行つたり、それでも駄目な場合には保護申請書を郵送している。そうやつて目の届く人は良いのだが、ほとんどの人は弁護士との関わりもなく、生健会などの支援団体とのつながりもなく貧窮を強いられている。

また民生委員、自治会役員などが住民の生活保護の訴えを福祉事務所に持ち込んで、福祉事務所はそれに応えようと

た秋田市福祉事務所駐車場での抗議殺事件はそれだけ突然起つたといわけではなく、その前兆として多く人権侵害事件が発生している。夫婦子どもの三人世帯の母親が妊娠したで、出産扶助などのことと相談するワーカーは「出産すると収入が減る」「郷里に帰れ」と出産することに対

から報告があつた。

広島高裁は「本人の辞退届があつたとしても、自立が出来るのかどうかをケースワーカーは調査、確認するべきである。本人の立場として保護辞退の必要はないものであつて、福祉事務所から求められて辞退届を提出する義務があると誤認したものである」また「福祉事務所には法に關

れ、辛い思いをしている。

「神戸の冬を支える会」の皆本氏から「再審査請求に関する裁決について」として、厚生労働省は情報開示請求を行い、現在分析中であるが、「塩漬け」となっている事例も相当数あると考えられ、これらの中にこそ極めて重要な情報が内在しているのではないかと報告があった。

以上の報告を受けて尾藤弁護士より中間的な論点整理を行った。権利における三つの侧面である実体的権利、手続き的権利、自己貫徹の権利（闘える権利）のうち、権利制限の入り口として「手続き的権利」を侵害しているという指摘があった。現在は削減ありきという前提で①加算削減として保障の中身まで踏み込んでおり、②稼働年齢層、母子世帯、外国人、ホームレスなどの類型的排除が進められている。③また窓口規制（水際作戦）や根拠のない「指導指示」、たくさんの方々をかけての廃止、④そして権利意識の希薄さに基づく「辞退届廃止」が行われている。と問題傾向を整理した。

後半は、参加者から北九州市の保護行政について、目標管理を行っていることや、厚労省が二五年にもわたって直接指導してきたことなどの補足がされた。

秋田県生健会からは、老齢加算の廃止について我慢が出来ない、審査請求を行いたいが訴訟を覚悟する必要があり体制についての悩みが出された。高

知市からはケースワーカーの異動によ

り話が通じなくなってきた、また生活

保護相談は一回では原則受け付けない

ということになっていること。高松市からは「ワースト・ツーの高松市」として、現職警察官を面接員に配置して

いたことを改めさせたが、まだまだ改善させる課題が多いこと。宮城県生健

会からは老齢加算の廃止に関して六四件の審査請求を提出したことなどが報告された。

最後に尾藤弁護士によつて次のように分科会をまとめた。「なりふり構わぬ適正化政策」に突き進んでいく。保護基準を引き下げるによつて、最賃制度にはね返るという悪循環を創り出し、社会保障全体の引き下げが行われている。これは逆に国民的な注目を集めることになり、多くの国民が賃金と社会保障を自分の問題として捉えている。今、大切なことは「何が攻撃され、何を反撃するか」ということであり、北九州市や高松市では格段の力を集中して跳ね返していく必要がある。また加算（基準）廃止の審査請求、訴訟を広げ、連携を密にするとともに、国民の身近に生活相談の場、機会を創っていく必要がある。それが生活充実への第一歩になる。お互いに困難の条件はあるが、確信を持つて元気に頑張つていこうと確認した。

最後に、ホームレス支援団体「もやい」事務局長の湯浅さんから「格差ではなく貧困の議論」と題して、この日本では格差は語られても貧困が問題とされていること、貧困世帯でどんなことが起こっているのか、貧困を食い物にするビジネスの紹介と、それに対しても私たちがどう立ち向かうのかなど、大変興味深いお話をいただきました。貧困に陥った人たちが、教育から、社会保障から、家族福祉から、公的福祉から、そして最後に自分自身から排除されていき、生きる意欲をなくしていく姿が事例をもとにリアルに語られました。また、湯浅さん独自の「溜め＝Capacity」理論には、思わず笑いが起ることともに大きくつなづく姿も見られました。

会場からは、「改悪されたから」とあきらめてなんかいられない、と国保料の一括徴収申請に取り組んでいること、市町村合併で「悪いところにあわす」攻撃に反対していることなどが活発に報告されました。また、八二才の老齢志からは、「社会保障がどんどんなくなつていふだ」と生存権と平和についての実体験

する権利がどんどん後退していること、国民健康保険税の滞納により保険証が交付されず、生存権が奪われていること、一部負担金免除申請の却下に対し審査請求で闘っていることなどが、事例をもとにわかりやすく報告されました。

次に、障がいの子を持つ親の立場から、秋田生健会の桜田さんから、「生活保護家庭における障害者自立支援法」と題して、授産施設に通所する娘のほんの僅かな工賃が、食費ですべて飛んでしまって意欲がそがれる実態や、福祉を食い物にするかのような施設が認可されている問題、くやしくてもそこしか空きがない「利用者が選べる」実態はどこにもないことなど、深刻な現状を語つていただきました。

最後に、ホーメレス支援団体「もやい」事務局長の湯浅さんから、「格差ではなく貧困の議論」と題して、この日本では格差は語られても貧困が問題とされていること、貧困世帯でどんなことが起こっているのか、貧困を食い物にするビジネスの紹介と、それに対しても私たちがどう立ち向かうのかなど、大変興味深いお話をいただきました。貧困に陥った人たちが、教育から、社会保障から、家族福祉から、公的福祉から、そして最後に自分自身から排除されていき、生きる意欲をなくしていく姿が事例をもとにリアルに語られました。また、湯浅さん独自の「溜め＝Capacity」理論には、思わず笑いが起ることともに大きくつなづく姿も見られました。

会場からは、「改悪されたから」とあきらめてなんかいられない、と国保料の一括徴収申請に取り組んでいること、市町村合併で「悪いところにあわす」攻撃に反対していることなどが活発に報告されました。また、八二才の老齢志からは、「社会保障がどんどんなくなつていふだ」と生存権と平和についての実体験

する権利がどんどん後退していること、と追い返す、無職無収入の人が入院すると「病院が取り立てるべきだ」といつて無視するなど、違法な対応が日常化してきた。今回の事件は、障害のある単身男性が失業し、困窮した末、生活保護の申請をしても拒絶され、ついに餓死したものの、男性が「お願いしたい」と申し出たのに対し、市当局は「申請の意思是確認されなかつた」「申請したいと明言されれば申請書を渡したはず」とシラを切る。はては近隣での見守りが不足している行政の対応に誤りはなかつた、と強弁する異常な態度をとり続けている。

調査は一〇月二三日から二五日にかけての三日間で、二四日は電話相談受付（二五件の相談があつた）、七区に分かれての申請希望者への相談・申請援助（計五〇件の相談があり、そのうち二五件が期間中に申請した）、各区の関係者との懇談会などを行つた。

その中で、

申請の意思があつても申請書を渡さない

・弁護士の面接同席を認めない

・生保受給を要望しても要望の意思を面接記録に書かない

・親族の扶養を異常に追及し、違法な説明をしている

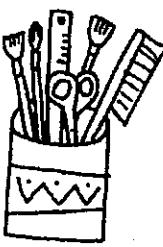
・原則一四日以内の決定期限がまつたく守られず三〇日を当然としているなどの問題が明らかになつた。

とくに面接において、弁護士をはじめ支援者の同席を認めない対応は、密

室での暴言や恣意的な説明による、人権侵害、申請妨害の隠れ蓑になつてゐると思われる」とから、調査団として見解を明らかにするよう求める公開質問状を提出した。質問についてはマスコミ各社も注目し、報道している。

その後も北九州市当局は、違法なや

り方をあらためる態度は示さず、各窓口ではあいかわらず同席拒否や申請書を渡さない対応がつづけられているが、住民・関係者から保護行政は正を求める声も高まり、市議会与党議員も当局の態度を批判する状況に至っている。



生活保護切り捨てを断罪

生存権侵害に損害賠償

裁判連事務局 竹下義樹さん

一 はじめに

本年九月二七日に、広島高裁は原告敗訴の地裁判決を破棄し、東広島市が母子家庭のIさんに対し行つた保護廃止決定を取り消したうえ、東広島市に対する損害賠償請求を認容する原告の逆転勝訴の画期的な判決を言い渡しました。これは生活保護利用者を減らすために、全国の多くの自治体において行われている「生活保護辞退届」の提出を強要し、その提出を根拠として生活保護を廃止している流れを断ち切るうえで、大きな意義を持つ判決です。

二 東広島市に在住しているIさんは母子家庭となり、自らも体調不良のため働けなくなつたため二〇〇〇年一月二八日に生活保護を申請することにしました。ところが、福祉事務所の担当係長は、Iさんに対し、夜の水商売で働くこともできるなどと言い、保護の申請を抑制しようとしたうえ、保護申請を受け付けざるを得なくなると、今度はIさんに対し翌月からパート勤

務が見つかつたのだから保護は今月限りで辞退すべきであると迫つたのです。Iさんは同年一二月一四日に保護費を受け取ることができましたが、その場で係長の言うがままに保護辞退届を提出させられました。Iさんはその生活保護辞退届を提出することの意味を理解できていなかつたため、二〇〇一年一月から再び生活することができない状態に追いやりされることは想像もしていませんでした。Iさんは二〇〇一年一月からかつての勤務先でパート就労することが内定していましたが、一ヶ月に何時間働くか、時間給がいくらであるか、給料がいつ支払われるかもまったく決まっていませんでした。にもかかわらず、Iさんは二〇〇〇年一二月分の保護費を受け取つただけで、二〇〇一年一月一日からの保護費を廃止されてしまったのです。広島高裁は、Iさんが二〇〇一年一月からパート就労できたとしても、それによつて最低生活費を上回る収入が得られるかどうかが不明であつたし、そつした要保護状態の者には保護辞退届を提出すべき義務がないにもかかわらず、その義務があるかのように誤信させられた結果、保護辞退届を提出させられているのであるから、かかる保護辞退届は適法なものとは言えず無効であるとし、したがつて保護廃止決定もまた違法であるとして、Iさんの主張を全面的に認めました。しかも、福祉事務所のIさんに対する説明は、生活保護法を正しく理解させるためのものではなくておらず、かえつてIさんの誤つた判断を導く説明を行つた行為は不法行為に該当するとして、東広島市に対し三〇万円の損害賠償の支払いを命じたのです。

三 この判決は、未だ生活保護が必要としている人に対し、保護を廃止する手段として保護辞退届を強要する行為を戒め規定する生存権が確実に保障された

めにも、生活保護申請権を侵害する水務所)は、入院期間中の他人介護料を際作戦を中止させ、保護受給権を侵害カットしたのである。理由は「入院期間中は病院において介護環境が整備されているので、さらに他人介護料を支給することは二重支給になつてしまふから」というのである。特に原告の場合は四肢アテトーゼにより手足が不隨運動を起す障害を持つており、点滴なども看護師の付き添いがいない間に針が外れてしまう危険性が高い。しかし、はずれても原告は上肢麻痺のためナースコールを押すこともできず、声を上げて助けを呼ぶこともできない。また言語機能障害によりコミュニケーションをとるのが極めて困難で、聞きなれた介護者でないと理解できないことが多い。初めに該當するとして、専門的知識を有する看護師には原告の言葉に習熟するまでかなりの時間と根気が必要になる。さらに、入院中でも入院雜貨の買ひ物や社会生活上の連絡などを個人的な難務も看護師が援助してくれるとは思えない。



岸国賠訴訟の二紹介

弁護士 池田直樹さん

1 重度の肢体不自由のために生活保

護を受給している者は日常生活において介護が必要であることから、日常生活費は別に、生活保護制度の中で「他人介護料」が支給される。このような者が病院に入院した場合に「他人介護料」が支給する必要がなくなるのか否か、読者に問い合わせたい。

確かに、病院に入院している間は、介

護環境は用意されることになつて

いる。しかし、入院経験のある方ならおさかげんは尋常ではない。「ナースコールを押しても来てくれない」という不満は聞き飽きるほどである。このよう

な状態の病院に重度の肢体不自由の患者が入院したらどのように扱われるか予想がつくというものであろう。そこで、この国賠訴訟においては当初の減額処分自体の当否を主たる争点として裁判所に判断を求めてい

3 国は病院に入院中は介護環境が整備されているという。確かに「基準看護」が整備されていることになつていいことは明らかである。

4 以上のよう、この岸国賠訴訟が提起する問題は大きいのであり、今後の訴訟の進行に関心を寄せていただければ幸いである。

